

令和2年8月17日

城東警察署長 殿

公益社団法人 日本動物福祉協会
理事長 黒川 光隆

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-6-5

フロインデ 2F

TEL：03-6455-7733

FAX：03-6455-7730

事件疑い現場に残された動物の処遇・取扱いについて（要望書）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会は、動物福祉の理念の普及を通して、いのちにやさしい社会の実現を目指し、戦後まもなくしてから今日まで一貫して動物虐待防止の普及啓発活動をしております。

本年8月、貴署管轄内で発生しました都営住宅での身元不明死体発見現場において、猫十数頭が発見から数日間、この酷暑の中、室内で適切な世話もされず放置されていると江東区福祉事務局から連絡を受けました。

事件性を疑われたことから刑事課が対応され、部屋の鍵も刑事課が保管し、現場には警察官及び警察官の立ち合いのもと遺族しか立ち入ることができない状況であったとお伺いしております。刑事課担当警察官の方に、都動物愛護相談センターに保管及び保護の依頼をしたところ、「今までそのようなことはしたことがないので何も対応しない」との回答でした。

そこで、当協会から貴署生活安全課にご相談したところ、当件について全く知らなかったということで、速やかに刑事課に確認を取っていただきました。その時点で、事件性がないことが判明したため、警察から江東区福祉事務局に対応が移管され、これ以上警察は関われないとのことでした。

速やかにご対応いただきました生活安全課の職員の方には感謝申し上げます。

しかし、今回、ご遺体の状況から、一か月は経過しているとのことでしたので、残された猫達は、一か月以上適切な世話がされず、発見後も同じ状況に置かれていたこととなります。現場には、子猫も数頭確認されており、一日の絶食で死亡する危険性や、猛暑の中で水等もなく置かれた場合、成猫であっても数日で衰弱及び死に至ることがあります。

動物の愛護及び管理に関する法律第2条2項の動物の安全義務は「何人も」とある以上、警察にその義務があると解釈されますので、今後、初期対応として刑事事件現場等で

動物が残されていた場合は、生活安全課と連携を取り、動物のご対応にも尽力していただくように強く要望いたします。

動物は国際的には「人間と同じく感覚のある生命体である」と定義され、一般市民にもそれは民意として定着し、ペットは単なるものではなく、大切な家族と認知されております。亡くなられた飼い主や一般市民の心情を慮り、残された動物を最初に発見する機会が多いであろう署内職員の方々に今後の対応等を今一度、お考えいただければ幸いです。

敬具